

質疑回答

	質問	最終的な回答
事業者向け	・ 契約保証は手持ちか。	・ 現状とお持ちってきていただくが、電子保証については導入について
		検討中である。
	・ 契約保証に係る契約書案について、メールでのやり取りは可能か。	・ 9月1日の電子契約の運用開始に合せ、電子契約利用申出書記載のアドレス
	北海道では電子契約利用申出書記載のアドレスを利用して契約書案のやり取りをしている。	を利用して契約書案をやり取りする。
	・ 電子契約利用申出書の締結権限者と契約担当は両方アドレスを記載しなければならないか。	・ 締結権限者のみ記載してもらえればよい。締結権限者と契約担当者の両方
		記載いただき、どちらかが署名すれば良いという運用を考えている。
	・ 契約締結証明書は発行できるのか。	・ GMOの無料アカウントを取得すれば可能。